

「指定特定相談支援」及び「指定障がい児相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障がい児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

1 事業者の概要

名 称	合同会社 makana
法 人 種 別	合同会社
代 表 者 氏 名	代表社員 相馬 悟
本 社 所 在 地 (連 絡 先)	青森市大字大字安田字近野270番地5 (090-7660-4506)
法人設立年月日	令和3年8月19日

2 事業所の概要

名 称	相談支援事業所アトリエさくら
所 在 地	青森市金沢3丁目31番15号クリーンハイツ101号室
電 話 番 号	017-772-7018
管 理 者	相馬 郁江
事 業 の 種 類	指定特定相談支援事業及び指定障がい児相談支援事業
事 業 の 目 的	指定障がい福祉サービスを利用する障がい児又は利用者の家族に対し、適正な相談支援を提供することを目的とします。
営 業 日 ・ 営 業 時 間	営 業 日；月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日 (祝日、8/13～8/15、12/30～1/3を除く。) 営業時間；9時から18時まで サービス提供時間；10時から17時
事業所の通常の 事業実施地域	青森市 (※その他の地域は相談に応じます)

運 営 方 針	① 指定特定相談支援事業及び指定障がい児相談支援事業（以下「指定特定相談支援事業等」という。）の提供に当たっては、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉・就労支援・教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。 ② 指定特定相談支援事業等の運営に当たっては、市町村・障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善・開発に努めます。 ③ 指定特定相談支援事業等の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業を行う者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
---------	---

3 事業所の職員体制について

（１）職員体制

職 種	勤 務 形 態	氏 名	資 格
管 理 者	常勤・兼務	相馬 郁江	看護師
相談支援専門員	常勤・兼務	相馬 郁江	相談支援専門員

4 提供するサービスの内容

I サービス利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス利用計画を作成します。

＜サービス利用計画の作成の流れ＞

- ①相談支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族等に面接して、利用者及び家族の置かれている状況、利用者の希望する生活、解決すべき課題等を把握します。
- ②利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者又は障がい児の保護者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。
- ③利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

④把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画又は障がい児支援利用計画の原案を作成し、利用者又は障がい児の保護者に交付します。

⑤支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画又は障がい児支援利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

⑥担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画又は障がい児支援利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者又は障がい児の保護者の同意を得た上で、サービス等利用計画又は障がい児支援利用計画を完成し、利用者及び障がい児の保護者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

Ⅱ サービス等利用計画・障害児支援利用計画のモニタリングを実施します。

①計画の実施状況の把握及び計画の変更等

利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画又は障がい児支援利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者又は障がい児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

②入所施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報提供

利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が指定障がい児支援施設、指定障がい児入所施設若しくは精神科病院への入所又は入院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。

Ⅲ 利用者負担額に係る管理を実施します。

利用者が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障がい福祉サービス等につき、利用者負担額合計額を算定します。この場合において、事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者等に通知します。

5 利用料金

(1) 事業者が実施する指定特定相談支援事業及び指定障がい児相談支援事業について、利用料金の利用者負担はありません。

6 利用者の記録及び情報の管理等

- ① 事業者は法令に基づいて、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービスを提供した日

から5年間保管します。閲覧希望の際にはお申出ください。

- ② 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。また、サービス提供を行う上で必要となる場合には、予め別紙のとおり同意書を取り交わした範囲内で情報を提供します。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」及び「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	相 馬 悟
-------------	-------

- ② 苦情解決体制を整備しています。
③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 身体拘束の禁止について

事業者は、サービスの提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

なお、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

さらに、身体拘束等の適正化を図るための体制を整備するとともに、従業者に対しての研修を定期的に行います。

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供中に事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用児童の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10 感染症及び食中毒の発生・まん延防止について

事業者は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう下記の措置を講じます。

- ① 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための体制を整備します。
② 従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的に行います。

11 相談・苦情窓口

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

担 当 者	相馬 悟（合同会社 makana 代表社員）
連 絡 先	090-7660-4506

受 付 時 間	9時から18時まで
---------	-----------

(2) 当事業所以外の相談・苦情窓口

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受付けています。

市 町 村	担 当 部 署	青森市福祉部障がい者支援課
	所 在 地	青森市新町1丁目3-7
	連 絡 先	017-734-5327
	受 付 時 間	8時30分から18時（土日祝日及び12月29日から1月3日を除く）

名 称	青森県社会福祉協議会 運営適正化委員会
所 在 地	青森市中央3丁目20-30
連 絡 先	017-723-1391
受 付 時 間	月～金曜日8時30分～17時（土日祝日を除く）

12 業務継続計画について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の早期の業務再開を図るための計画を策定するとともに、当該計画に従い必要な措置を講じます。

利用契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、社会福祉法及び児童福祉法その他関係法令に基づき、私に指定特定相談支援及び指定障がい児支援を円滑に実施するため、担当学会において、又は私が利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合に使用する。

2 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で、必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

3 個人情報の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービスを提供するために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・ その他の情報

令和 年 月 日

指定特定相談支援及び指定障がい児相談支援を提供するにあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地)

(事業者名)

(事業所名)

(説明者) 職名

氏名 印

私は本書面により、指定特定相談支援及び指定障がい児相談支援の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住所)

(氏名) 印

保護者

(氏名) 印